

SINCE1989

第18回
ヨコハマ・グッズ 横濱001
応募要領

認定期間 2019年4月～2021年3月

SINCE1989



® 横濱001
YOKOHAMA GOODS

二年に一度の審査会
横浜が選んだ横濱ブランド

主催： 一般社団法人 YOKOHAMA GOODS 001

後援： 横浜市文化観光局、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

協力： ヨコハマ・グッズ オフィシャルショップ

ヨコハマグッズ

検索



1 ヨコハマ・グッズとは

ヨコハマ・グッズ「横濱 001 (ヨコハマゼロゼロワン)」は、1989年市政100周年の横浜博覧会を契機にスタートした地域ブランド育成事業です。

二年に一度厳正な審査会を行い、横浜ブランドとなる商品を認定し、市内外に広くPR及び販売を行っています。

第17回認定審査会(2017-2018)では100社191品目(コトギフト含む)が認定されました。

商品が認定された事業所は、一般社団法人YOKOHAMA GOODS 001に加盟し、会員間のコラボレーション、マーケティング支援、商品研究、販売チャネルとの情報交換の他、「横浜のシティーセールス」への協力や、横浜ブランド構築に向けた様々な取り組みを積極的に行っています。

また、横浜を代表する観光資源にスポットを当て、「コトギフト」として5か所を認定しています。

2 ヨコハマ・グッズ認定事業の趣旨

横浜は、1859年(安政6年)の開港以来、国内外の文化を享受しながら“進取”の気風と“モノづくり”の伝統をもって、多彩な「ものはじめ」「ことはじめ」をつくりだし、都市「ヨコハマ」がブランドパワーを持つにいたりました。このブランドパワーを横浜を訪れる観光客に魅力ある横浜のメッセージとして提供し、また、370万横浜市民にも愛されるグッズとして、地域ブランド力アップの一助としていくことが本事業の目的です。

3 ヨコハマ・グッズ コンセプト

横浜市民が親しみをもって、日常生活に利用することができるもの。そのうえで、自信を持ってお客様におすすめすることができるもの。

- (1) クラフツマンシップが感じられること
- (2) 横浜の産業振興につながること
- (3) 国内外の観光客、訪問客に“横浜らしさ”を感じていただけること
- (4) 日本の西洋文化の発祥地として、自信がもてること
- (5) ヨコハマのイメージを定着、発展させるものであること

4 対象商品

認定期間中に販売可能な全ての商品アイテムで

- (1) 3のコンセプトの一つ以上該当すること
- (2) 後述7の出品条件に適合していること
- (3) 「コトギフト」も応募対象とする。

※コトギフトとは…3のヨコハマ・グッズコンセプトの一つ以上該当し、一定のサービス、付加価値を提供する内容で、価格設定に公平性があること。

◆現在の第17期ヨコハマ・グッズ認定商品も改めて申請が必要となります。

5 応募資格

横浜市に事業所(代理店)を有すること

- (1) 無人(電話転送を含む)の代理店、支社は認めません。
- (2) 個人事業主、自営業の応募も、商品の内容により可能です。
- (3) 市外にあっても、横浜市と関係の深い商品※を提供する事業所も応募することができます。

※例えば、横浜市水道局(はまっ子どうし使用商品)、市外の事業所が横浜を題材にしたアート作品映像、音楽等を制作したもの

6 応募方法

(1) 受付期間 2018年9月20日(木)～10月2日(火)

(2) 提出書類

- ① 応募品目一点につき応募商品申請書一通(必須)
- ② 会社(団体)概要(会社案内等) ※新規の場合

<注>申請時に出品商品(現物)の提出は必要ありません。

(3) 申請方法 申請方法は二つあります

- ① 一商品を一申請とする
- ② 一シリーズを一申請※とする

※シリーズ申請の場合、審査時に認定基準に達しないアイテムが1点でも含まれた時には全て不合格となりますのでご注意ください。またカタログ等でもシリーズ表記となります。該当商品のカタログ、取扱説明書などの審査補足資料の提出は任意です。

(4) 提出方法 電子メールまたは郵送

- ◆ 応募用紙のダウンロード→<http://www.yokohamagoods001.org/>
ヨコハマ・グッズHP→団体概要→認定審査会→応募規定
- ◆ 郵送、電子応募の締切
10月2日(火)消印または到着分まで
- ◆ 電子応募先 E-mail: kaiin@yokohama001goods.org

(5) 問い合わせ及び提出先窓口

一般社団法人 YOKOHAMAGOODS001 認定担当
〒231-0012 横浜市中区相生町 1-18 光南ビル 5F-C
TEL: 045-222-3701 FAX: 045-222-3801

(6) 申請料

申請書一通につき 1 万円※

※ 審査作業の公平性のためシリーズ申請の場合は 1 シリーズ 5 アイテム以内とし、これを超える場合は一点につき 2,000 円追加となります。(例: 1 シリーズ 7 品目一括申請の場合、申請料金は 14,000 円、申請用紙は 1 枚となります)

(7) 支払方法

申請料のお支払いは振込※となります。

※ 振込先は申請受付後に受付確認書とともにお知らせします。振込後に申請を取り下げた場合でも申請料は返還いたしません。また、指定日までに申請料のお支払がない場合は認定審査会に出品はできません。

7 出品条件

- (1) 原則として、審査時に販売されている商品であること。新規開発したオリジナル商品の場合、審査会までに販売商品と同じ商品が提出可能であること。ただし「手作り」「受注生産商品」に関しては、現品あるいは試作品でも可。アイデアのみの応募は受け付けません。
- (2) 商標、実用新案、意匠権などの諸権利に抵触しないこと。各安全基準、表示基準をクリアしていること。
- (3) 出品商品には、小売り予定価格を必ず設定してください。(本体価格)
オープン価格の場合でも希望小売価格を明記してください。
- (4) 商品開発にかかる費用は自己負担とします。

8 ヨコハマ・グッズ Yマーク表記に関して

別途ヨコハマ・グッズロゴマーク使用規定に従ってください。

※ 使用規定の主な内容(詳細はHPの使用規定参照) 商品パッケージまたは商品本体に印刷またはシールが添付されていること。既存商品でデザイン変更が難しい場合、プライスカードPOP等にヨコハマ・グッズ認定を表記すること。Yマーク認定シールを用意しております。(有料)

9 審査の概要

ヨコハマ・グッズ認定審査会において、現品あるいは試作品を審査し、ヨコハマ・グッズとして認定します。

(1) 審査日・審査会場

2018年11月2日(金) 横浜市技能文化会館

(2) 審査委員及び審査方法

- ① 審査委員は、TVK、神奈川新聞、リビング新聞社等メディアの方、飲食物販等の専門家と横浜市民の代表により構成します。(第17回は10名選出)
- ② 点数上位を特別賞として認定します。

(3) 審査基準

3のヨコハマ・グッズコンセプトを満たした商品であることを確認し、下記の基準により審査します。総合得点が平均値を著しく下回る場合は、認定されません。

- | | |
|------------|-------|
| ◆ 横浜らしさ | ◆ 機能 |
| ◆ 市場性 | ◆ 品質 |
| ◆ 外観・パッケージ | ◆ 安全性 |

(4) 提出物

審査会には応募商品(通常販売されている商品、または製品化できることを前提とした試作品)を必要量、審査会場に提出※していただきます。

※ 証明書類の提出

- ・食品衛生法等法律により基準が義務付けられている商品の場合、適合を証明する書面の写しを提出してください。
- ・品質、性能、安全性等に関する第三者機関又は自社の試験成績書の写しを提出してください。
- ・解凍、調理、加工等が必要な商品も審査会場にて消費者同様の作業を行いますので、販売時の状況で提出してください。

(5) 審査結果

審査会における審査結果を受けて、最終チェックを行い、一ヶ月以内に郵送にて通知いたします。

10 認定後の取り扱い

(1) 認定期間

2019年4月1日~2021年3月31日

1期2年間ヨコハマ・グッズとして認定されます。(11参照)

(2) 認定料

申請書1枚につき20,000円とします。(但しシリーズ商品の場合5点を超える場合1点につき1,000円の追加)

(3) ロゴの使用

別途ヨコハマ・グッズロゴ使用取り扱い規定に従ってください。

(4) 変更について

仕様、バリエーション構成の変更は、原則として認定期間中は認めません。ただし改良（バージョンアップ）アイテムまたは原材料の高騰等による価格変更は、事前に申請があれば可能です。

(5) 証明書類の提出

認定後、追加で各種証明書（例えばPL保険証、登記証明等）を求められることがあります。

(6) 認定の取り消し

認定された商品であっても、指定日までに認定料の払い込みがない場合や、申請商品及び申請内容と異なる場合、また必要な証明書の提出がない場合は、その認定を取り消します。その場合、認定料は払い戻しいたしません。

(7) 販売について

- ①認定商品は、
ヨコハマ・グッズショップ（高島屋、マリンタワーショップ、YCATショップ、横浜大世界、横浜博覧館、グディーズヨコハマ、ヨコハマメモリーズ、ハッピーローソン山下公園店）、
その他の流通チャネル等をご紹介します。（取扱商品、販売条件はそれぞれ各ショップ等によって異なります）
- ②販促販売等
一般社団法人YOKOHAMAGOODS001が仕入れ販売活動を行う場合は、個々に会員と販売契約を結びこれを行います。

(8) 認定後必要な経費について

- ①会費 別途ヨコハマ・グッズ会費
一年ごとに一社 5万円
- ②別途費用
展示会、博覧会、商談会等に参加する場合（原則参加自由）、別途参加費用が発生する場合があります。
- ③メディア向け、プロモーション用にサンプル、無料商品提供をお願いする場合があります。
（広報用、デモ用、タイアップ広告用）

1.1 一般社団法人 YOKOHAMAGOODS001 について

認定を受けた事業所、及び団体は、一般社団法人YOKOHAMAGOODS001へ第18期会員として二年間加入していただきます。

※ 一般社団法人YOKOHAMAGOODS001は、ヨコハマ・グッズのブランド管理、認定商品の販売促進、及び認定企業の振興を図る事業を実施します。また、ヨコハマ・グッズを全国的なブランドとして育成し、地域間競争の中での優位性を高めていくことを目的とし、ヨコハマ・グッズのPR等を横浜市、（公財）横浜観光コンベンション・ビューローとともにを行います。会員相互の情報交流、セミナー、商品開発研究会等を開催します。

（17期の主な活動実績）

(1) 販売促進

- ①カタログの作成・配布
- ②ヨコハマ・グッズウェブサイトの管理運営
- ③SNSの運営
- ④メディアへの働きかけ
横浜市広報チャネルの活用、TV番組、雑誌、新聞等へのパブリシティ。
- ⑤関連セミナーの参加案内
- ⑥商談会の開催、参加案内
- ⑦各種イベント参加

(2) 会員間活動

- ①商品開発、デザイン支援
- ②コラボレーション支援
- ③会員間交流

(3) 販売チャネルの活用

- ①市内外のヨコハマ・グッズショップの支援、ヨコハマ・グッズフェアの支援
販売拠点の開拓及び拡充

会員にかかる費用例

一商品を申請し、認定された場合（シリーズ点数が5アイテム以内）

- ・申請料 1万円
- ・認定料 2万円
- ・年会費 1年目 5万円
2年目 5万円